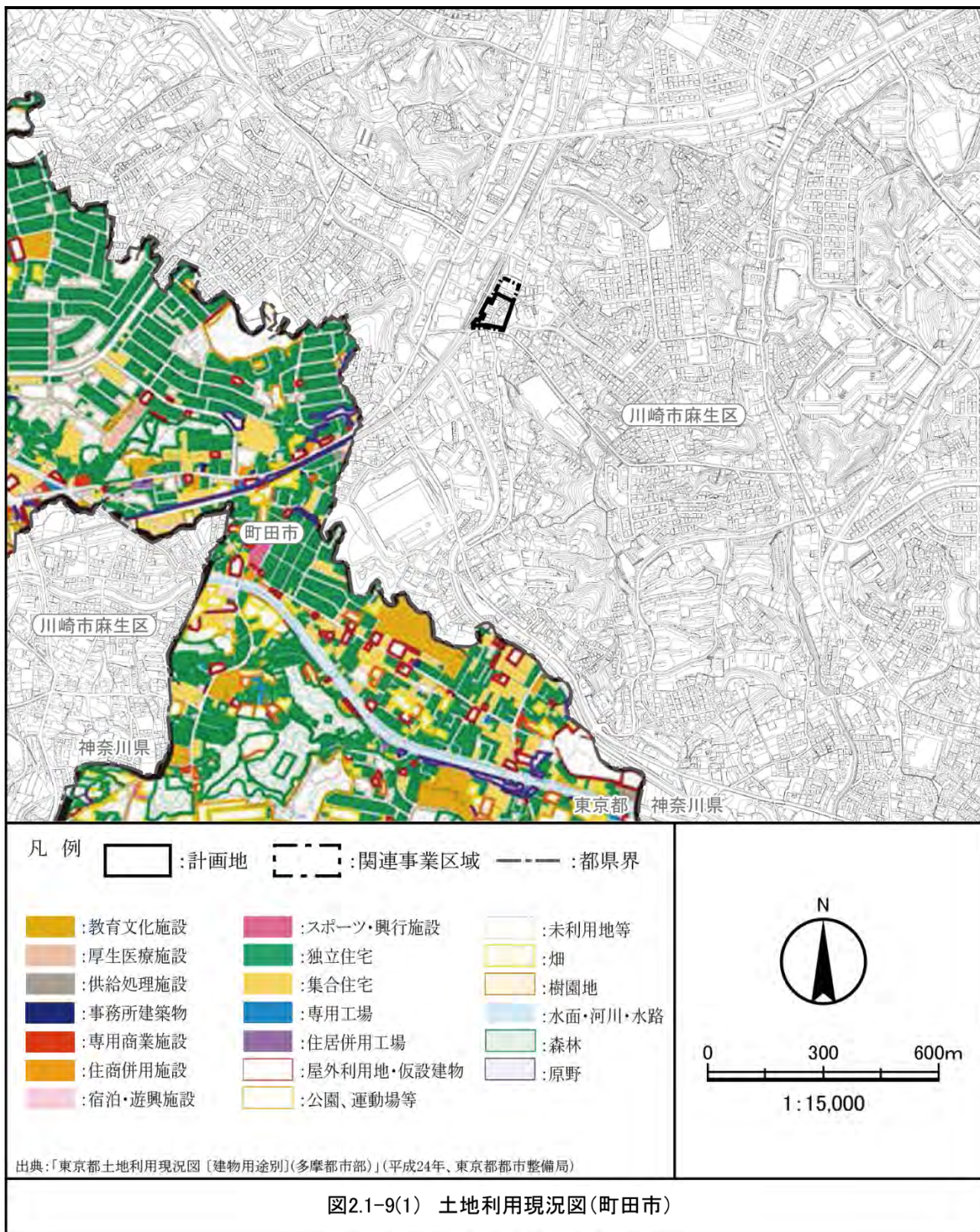


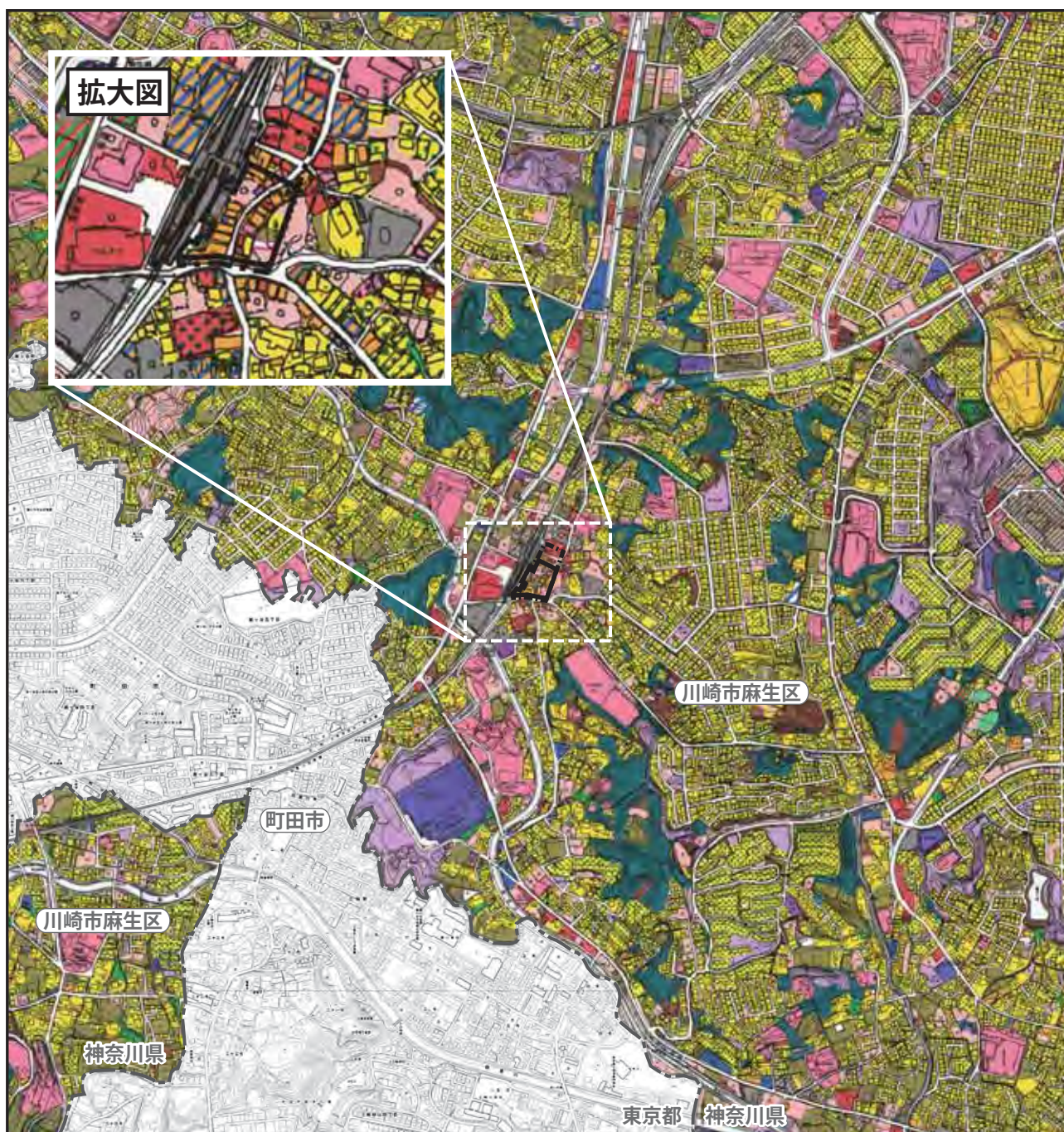
(2) 土地利用の状況

計画地及びその周辺における土地利用の状況は、図 2.1-9(1)～(2)に示すとおりである。

計画地は、店舗併用住宅用地、商業用地、住宅用地、その他の空地で構成されている。計画地の北側は併用集合住宅用地、西側は運輸施設用地、南側及び東側は主に商業用地、店舗併用住宅用地、住宅用地等で構成されている。

計画地の現況写真撮影位置は図 2.1-10 に、現況写真は写真 2.1-1 に示すとおりである。





凡 例 : 計画地 : 関連事業区域 : 都県界

- | | | |
|--|---|--|
| : 田 | : 店舗併用住宅用地 | : 公共用地 |
| : 畑 | : 作業所併用住宅用地 | : 供給処理施設用地 |
| : 耕作放棄地 | : 併用集合住宅用地 | : 文教・厚生用地 |
| : 平坦地山林 | : 業務施設用地 | : 公共空地 |
| : 傾斜地山林 | : 商業用地 | : 民間空地 |
| : 河川、水面、水路 | : 宿泊娯楽施設用地 | : その他の空地 |
| : 荒地、海浜、河川敷 | : 重化学工業用地 | : 道路用地 |
| : 住宅用地 | : 軽工業用地 | : 鉄道用地 |
| : 集合住宅用地 | : 運輸施設用地 | : 農振農用地 |

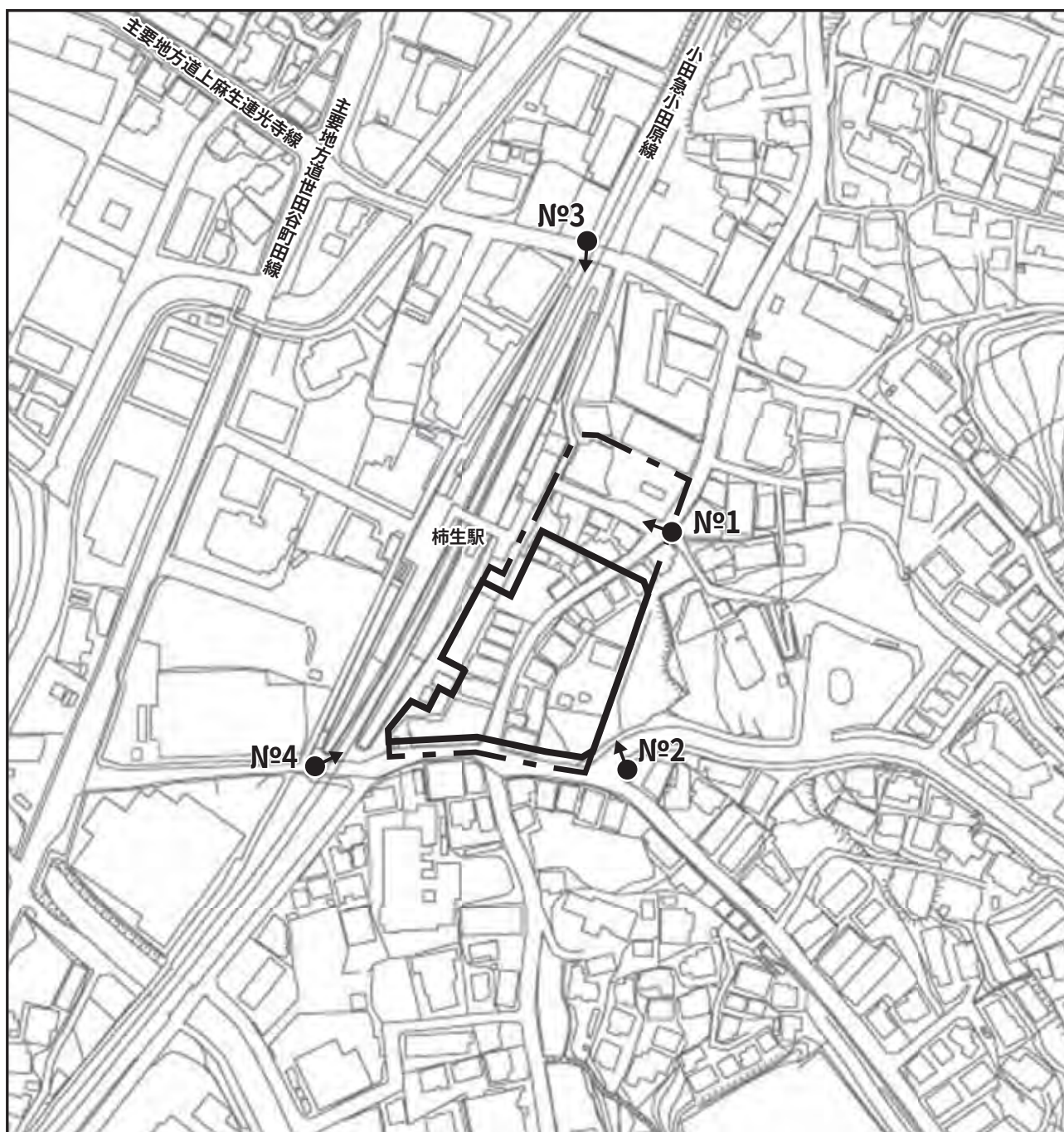


0 300 600m

1:15,000

出典:「土地利用現況図(麻生区)平成22年度川崎市都市計画基礎調査」(平成26年3月、川崎市まちづくり局)

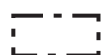
図2.1-9(2) 土地利用現況図(川崎市)



凡 例



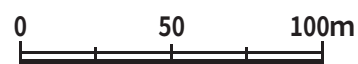
:計画地



:関連事業区域



:現況写真撮影方向



1:2,500

図2.1-10 現況写真撮影位置



(No.1：柿生駅南口前東方面より)



(No.2：計画地南東方面より)



(No.3：計画地北西方面より)



(No.4：計画地南西方面より)

注) 現況写真の撮影方向は、図 2.1-10 に示すとおりである。

写真 2.1-1 計画地及び周辺の現況写真

2.1.7 交通、運輸の状況

(1) 道路の状況

計画地及びその周辺の主要な道路網及び道路交通センサスの調査地点の位置は図 2.1-11 に、交通量の状況は表 2.1-6 に示すとおりである。

主な道路網としては、計画地の西側、小田急小田原線を挟んで主要地方道世田谷町田線及び主要地方道上麻生連光寺線が通っており、南側に主要地方道横浜上麻生線が通っている。

表 2.1-6 計画地及びその周辺の交通量及び道路条件の状況（平成 27 年度）

路線名	交通量 調査単位 区間番号	観測地点	12 時間		24 時間	
			交通量 (台)	大型車 混入率 (%)	交通量 (台)	大型車 混入率 (%)
世田谷町田線	40100	川崎市麻生区片平 2-24	12,952	8.8	20,205	10.1
世田谷町田線	40110	川崎市麻生区上麻生 6 丁目 11	14,806	13.5	22,654	13.0
上麻生連光寺線	60120	川崎市麻生区片平 5-5	654	4.7	857	7.2
横浜上麻生線	40230	川崎市麻生区下麻生 3 丁目 25	12,421	13.0	16,644	13.8

出典：「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)一般交通量調査 集計表」
(国土交通省ホームページ)

(2) 鉄道の状況

計画地及びその周辺の鉄道網は、図 2.1-11 に示すとおりである。

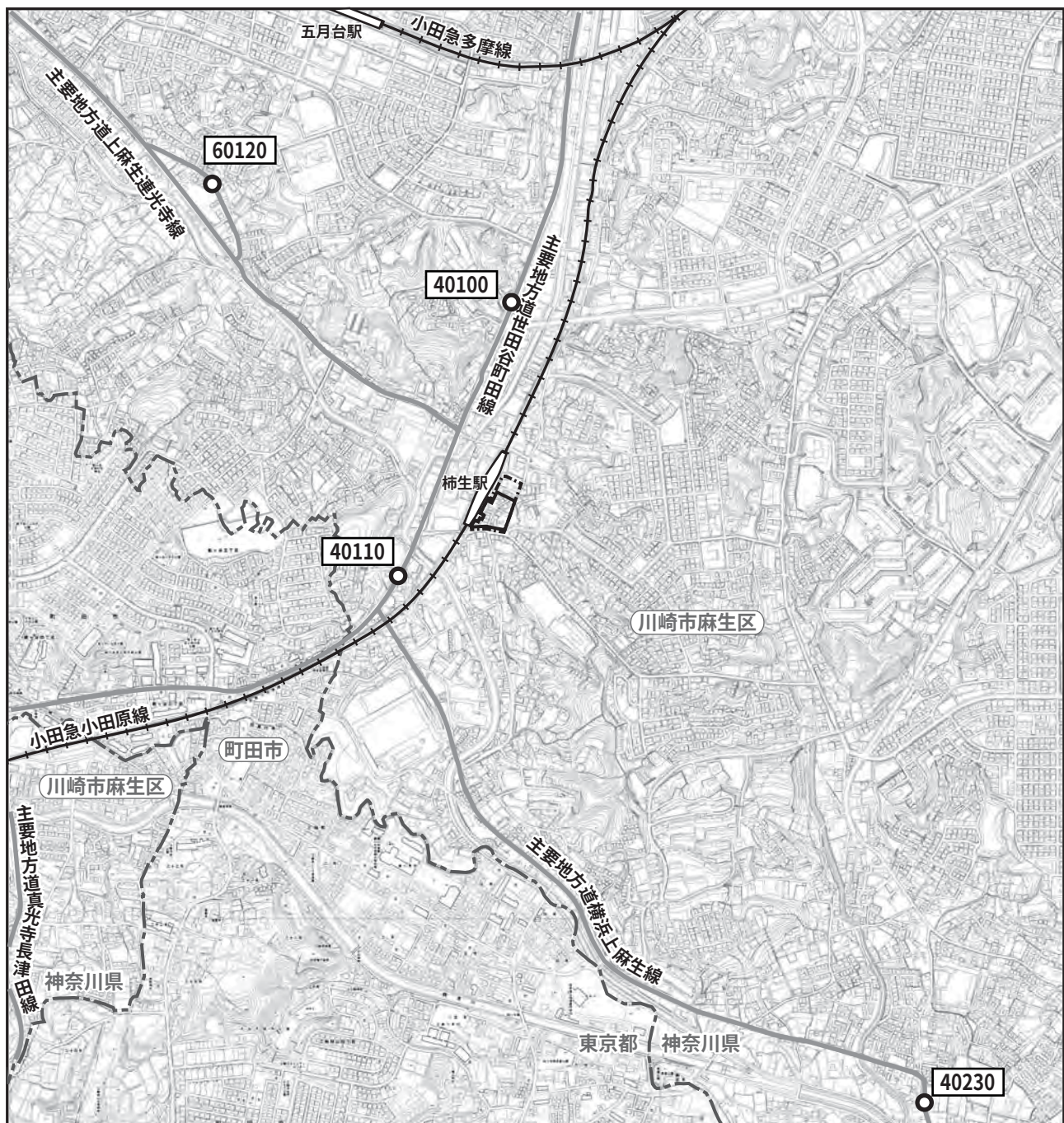
鉄道としては、計画地西側に小田急小田原線が整備されており、最寄り駅としては、計画地西側に小田急小田原線柿生駅が隣接している。

柿生駅の 1 日平均乗降人員の推移は、表 2.1-7 に示すとおりであり、平成 28 年度の 1 日平均乗降人員は 37,413 人で、平成 26 年度以降、1 日平均乗降人員は増加傾向である。

表 2.1-7 柿生駅の 1 日平均乗降人員の推移

年 度	1 日平均乗降人員(人)
平成 24 年度	35,258
平成 25 年度	35,933
平成 26 年度	35,809
平成 27 年度	36,832
平成 28 年度	37,413

出典：「関東交通広告協議会資料」



凡 例

- : 計画地
- : 関連事業区域
- : 都県界
- : 主な道路
- : 鉄道(私鉄)

注) 図中の番号は、表2.1-6の調査箇所番号に対応している。
 出典: 「平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査 集計表」
 (国土交通省ホームページ)

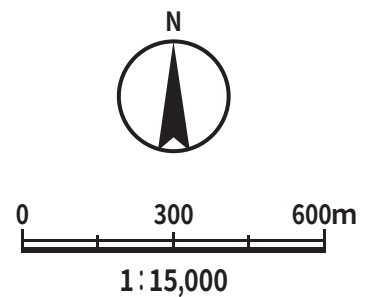


図2.1-11 道路及び鉄道の状況

(3) バス路線の状況

計画地及びその周辺のバス路線図は、図 2.1-12 に示すとおりである。

計画地周辺のバス路線としては、市バス、小田急バス、東急バス及び神奈川中央バスが運行されている。

最寄りのバス停としては、計画地東側の「柿生駅前」及び西側の「柿生駅北口」がある。



凡 例



:計画地



:関連事業区域



:都県界



:主な道路



:鉄道(私鉄)



:市バス



:小田急バス



:東急バス



:神奈川中央バス



0 300 600m

1:15,000

出典:「麻生区ガイドマップ2017」(平成29年3月、川崎市麻生区役所まちづくり推進部地域振興課)

図2.1-12 バス路線図

2.1.8 主な公共施設等の状況

(1) 公共施設等の分布状況

計画地及びその周辺の公共施設等は表 2.1-8(1)～(2)に、その分布状況は図 2.1-13 に示すとおりである。

計画地周辺には保育施設であるアスク柿生保育園(番号 9)、柿生ルミナス保育園(番号 12)及び柿生保育園(番号 6)や、医療機関である柿生記念病院(番号 3)及び麻生総合病院(番号 2)などが分布している。

表 2.1-8(1) 計画地周辺の主な公共施設等(麻生区)

区分	番号	施設名称	区分	番号	施設名称
医療施設	1	麻生リハビリ総合病院	教育施設	25	柿の実幼稚園
	2	麻生総合病院		26	真福寺小学校
	3	柿生記念病院		27	岡上小学校
	4	川崎田園都市病院		28	東柿生小学校
保育施設	5	白山保育園		29	柿生小学校
	6	柿生保育園		30	片平小学校
	7	あさのみ保育園		31	柿生中学校
	8	五月台ルミナス保育園		32	麻生中学校
	9	アスク柿生保育園		33	白鳥中学校
	10	はじめての一步保育園		34	昭和音楽大学
	11	クレアナーサリー新百合ヶ丘		35	日本映画大学
	12	柿生ルミナス保育園	福祉施設	36	柿生学園
	13	つくしんぼ保育園		37	片平老人いこいの家
	14	よつば kid's		38	白山老人いこいの家
	15	天才キッズクラブ上麻生園		39	麻生老人いこいの家
	16	くりの実保育園		40	柿生アルナ園
	17	どんぐり保育園		41	片平長寿の里
	18	すぎのこ保育園		42	新百合地域包括支援センター
	19	あかとんぼ保育園		43	しらかし園
	20	山口台あおば保育園		44	川崎北部地域療育センター
	21	王禅寺しらゆり保育園		45	児童発達支援室 tomorrow
	22	きっずぷらす		46	ウイングあさお
	23	上麻生保育園		47	ドリームボックス上麻生
教育施設	24	川崎青葉幼稚園		48	川崎市シルバー人材センター 北部事務所

注) 地点番号は図 2.1-13 に対応している。

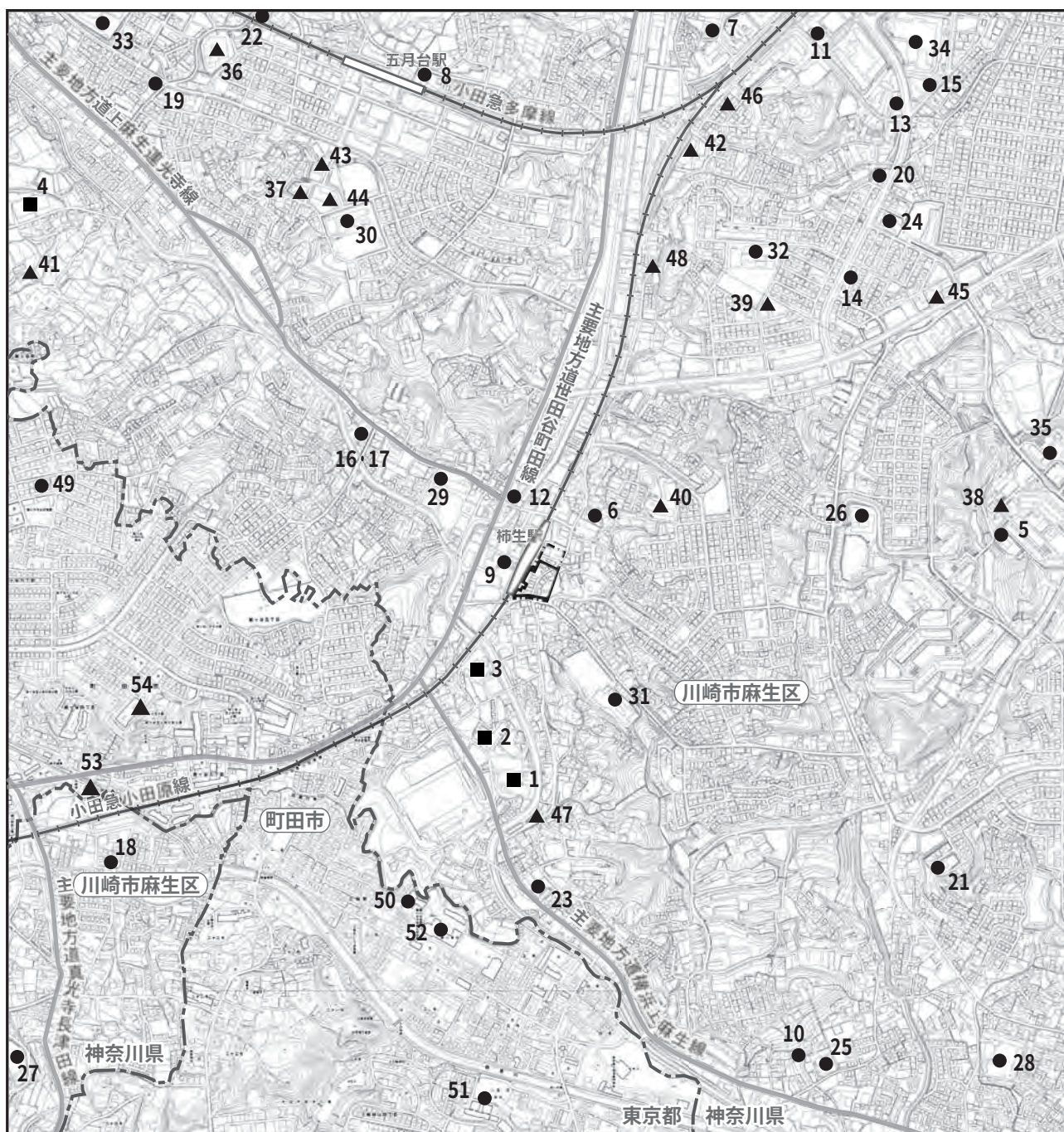
出典:「麻生区ガイドマップ 2018」(平成 30 年 3 月、川崎市麻生区役所まちづくり推進部地域振興課)

表 2.1-8(2) 計画地周辺の主な公共施設等(町田市)

区分	番号	施設名称	区分	番号	施設名称
教育施設	49	鶴川平和台幼稚園	教育施設	52	鶴川高等学校
	50	鶴川幼稚園 鶴川女子短期 大学附属	福祉施設	53	鶴川第 2 高齢者支援センター
	51	町田市立三輪小学校		54	介護老人福祉施設(特別養護 老人ホーム)

注) 地点番号は図 2.1-13 に対応している。

出典:「地図情報まちだ」(町田市ホームページ)



凡 例

- | | |
|--|---|
|  : 計画地 |  : 医療機関 |
|  : 関連事業区域 |  : 保育・教育施設 |
|  : 都県界 |  : 福祉施設 |



0 300 600m
1:15,000

注) 数字は表2.1-8の番号に対応している。

出典:「麻生区ガイドマップ2018」(平成30年3月川崎市麻生区役所まちづくり推進部地域振興課)
「地図情報まちだ」((町田市ホームページ))

図2.1-13 公共施設等位置図

(2) 公園・緑地等の分布状況

計画地及びその周辺の主な公園、緑地等は表 2.1-9 に、その分布状況は図 2.1-14 に示すとおりである。

表 2.1-9 計画地及びその周辺の主な公園、緑地等

区分	番号	名称	区分	番号	名称
公園緑地等	公1	片平公園	公園緑地等	公61	下麻生花鳥公園
	公2	鶴亀松公園		公62	白鳥1丁目公園
	公3	むじなが池公園		公63	白鳥吾妻公園
	公4	山口白山公園		公64	白鳥1丁目あおぞら公園
	公5	王禅寺入口公園		公65	白鳥東公園
	公6	王禅寺大谷公園		公66	真福寺公園
	公7	王禅寺北第7公園		公67	新ゆりアートパークス
	公8	王禅寺源内谷公園		公68	白山公園
	公9	王禅寺源内谷中公園		公69	美山台公園
	公10	王禅寺源内谷東公園		公70	美山台中公園
	公11	王禅寺源内谷南公園		公71	美山台東公園
	公12	王禅寺しいのきポケットパーク		公72	山口台公園
	公13	王禅寺西公園		公73	龍口ノ池公園
	公14	王禅寺西5丁目公園		公74	華積の風公園
	公15	王禅寺西第1公園		公75	こやのさ緑道
	公16	王禅寺西第2公園		公76	王禅寺源内谷緑地
	公17	王禅寺西7丁目公園		公77	王禅寺どんぐり山緑地
	公18	王禅寺日光公園		公78	片平富士塚緑地
	公19	岡上開戸公園		公79	片平2丁目緑地
	公20	岡上栗畑公園		公80	上麻生4丁目見晴し緑地
	公21	岡上第2公園		公81	島田生長の森緑地
	公22	柿生中村通り公園		公82	下麻生まつのき緑地
	公23	柿生の丘公園		公83	茶臼山緑地
	公24	柿生日向公園		公84	白山北緑地
	公25	片平1丁目公園		公85	白山西緑地
	公26	片平2丁目北公園		公86	白山東緑地
	公27	片平2丁目公園		公87	白山南緑地
	公28	片平4丁目お山公園		公88	華積緑地
	公29	片平4丁目仲町台公園		公89	柿生緑地
	公30	片平5丁目公園		公90	上麻生第六天緑地
	公31	片平5丁目もみじ公園		公91	日光台調整池(2号緑地)
	公32	片平6丁目ポケットパーク		公92	能ヶ谷東部公園
	公33	片平吾妻公園		公93	能ヶ谷東部1号公園
	公34	片平さつき公園		公94	能ヶ谷東部2号公園
	公35	片平中町遺跡公園		公95	能ヶ谷藤の木なかよし公園
	公36	片平中町第1公園		公96	沢谷戸公園
	公37	片平中町第2公園		公97	能ヶ谷東部1号緑地
	公38	片平中町第3公園		公98	能ヶ谷東部3号緑地
	公39	片平仲町ふれあい公園		公99	能ヶ谷東部4号緑地
	公40	片平中村通公園		公100	能ヶ谷東部5号緑地
	公41	片平日向公園		公101	上三輪緑地
	公42	片平わんぱく公園	特別緑地 保全地区	特1	柿生の里
	公43	上麻生3丁目公園		特2	王禅寺西
	公44	上麻生亀井公園		特3	白山南
	公45	上麻生北第1公園		特4	上麻生仲村東
	公46	上麻生北第2公園		特5	真福寺谷
	公47	上麻生北第3公園		特6	上麻生仲村西
	公48	上麻生北第4公園	緑の保全 地域	緑1	おっ越し山
	公49	上麻生5丁目公園		緑2	月読
	公50	上麻生仲村公園		緑3	岡上東光院
	公51	上麻生7丁目さくら公園		緑4	麻生山浄慶寺
	公52	上麻生南公園		緑5	夏菟山修廣寺
	公53	上麻生山口公園		緑6	片平
	公54	五力田大台公園		緑7	白山神社
	公55	五力田高尾根公園		緑8	柿生の森
	公56	五力田中村通公園		緑9	片平富士塚
	公57	さつき台公園	ふれあいの 森	ふ1	おっ越し山ふれあいの森
	公58	下麻生けやき公園		ふ2	上麻生ふれあいの森
	公59	下麻生なかよし公園	ふるさとの森	森1	三輪白坂ふるさとの森
	公60	下麻生日枝公園			

注) 地点番号は図 2.1-14 に対応している。

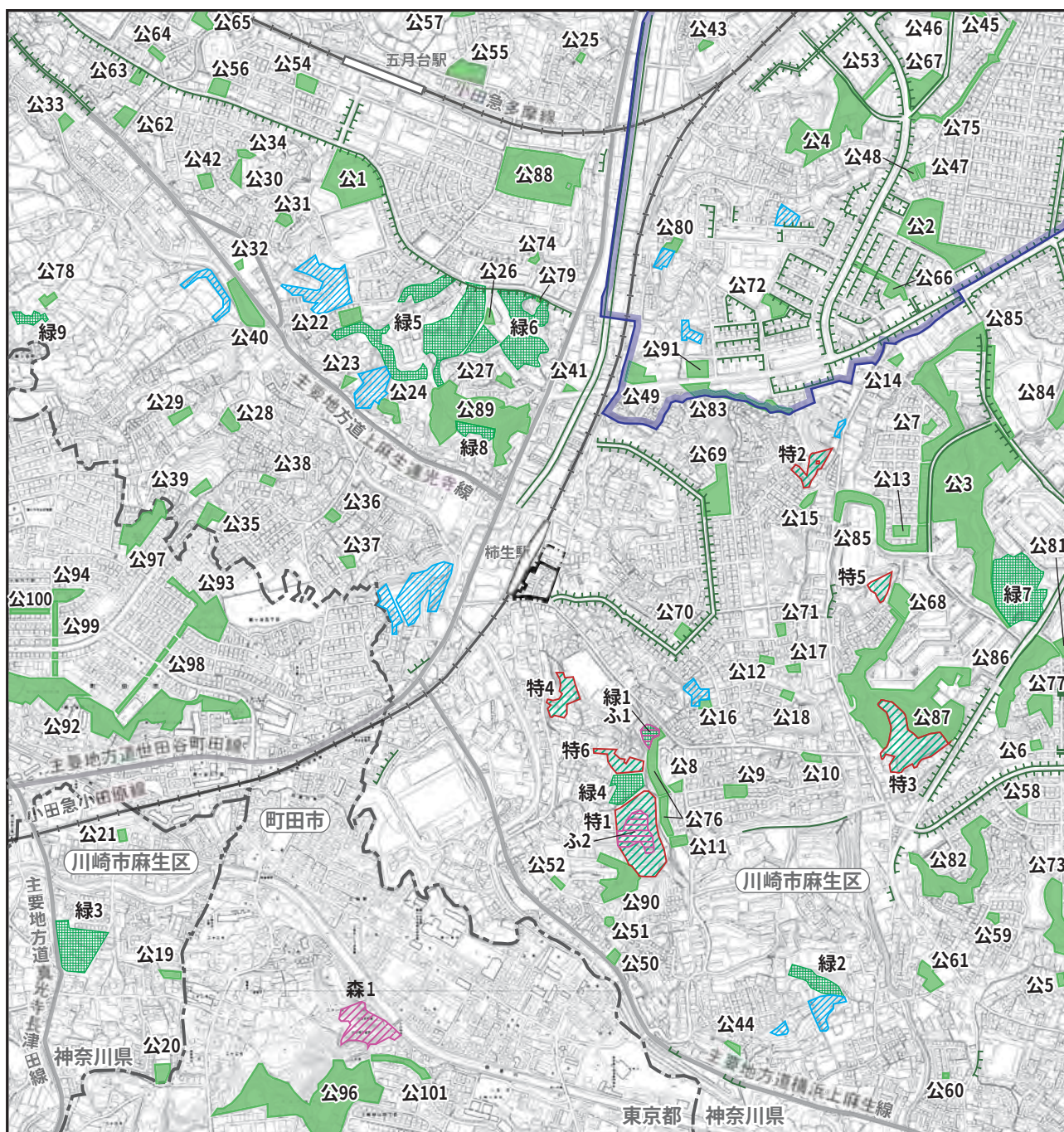
特別緑地保全地区 : 都市緑地法第 12 条に規定により、都市計画区域内で単独もしくは周囲と一体になって良好な自然環境を形成している地区。

緑の保全地域 : 川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例第 10 条の規定により、豊かな林相、動植物の生息地、水辺地等、風致及び景観、文化的遺産や郷土の伝統的な資産等の観点から指定される地域。

ふれあいの森 : 川崎市において、多くの人々に森の中で自然に親しんでもらい自然とふれあえる憩いの場として整備された森。

ふるさとの森 : 町田市緑の保全と育成に関する条例により、美しい緑地景観や歴史的環境を保護すること及び貴重な動植物が生育する自然環境の保全を目的として設置された森。

出典 : 「川崎市公園・緑地等位置図」(平成 30 年 1 月、川崎市建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)
「地図情報まちだ」(町田市ホームページ)



凡 例

- | | | | | | |
|--|------------|--|------------|--|-----------|
| | : 計画地 | | : 関連事業区域 | | : 都県界 |
| | : 公園緑地等 | | : 街路樹 | | : グリーンベルト |
| | : 特別緑地保全地区 | | : 緑化推進重点地区 | | : ふるさとの森 |
| | : 緑の保全地域 | | : 緑地保全協定地 | | : ふれあいの森 |

注) 数字は表2.1-9の番号に対応している。

出典: 「川崎市公園・緑地等位置図」
(平成29年1月、川崎市建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)
「地図情報まちだ」(町田市ホームページ)



0 300 600m
1:15,000

図2.1-14 公園及び緑地等位置図

2.1.9 史跡・文化財の状況

川崎市の「平成 28（2016）年度社会教育要覧」（平成 28 年 10 月、川崎市教育委員会）及び「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」（東京都教育委員会ホームページ）によれば、計画地及びその周辺では指定史跡・指定文化財は確認されていない。

計画地及びその周辺の埋蔵文化財包蔵地は、表 2.1-10 及び図 2.1-15 に示すとおりである。

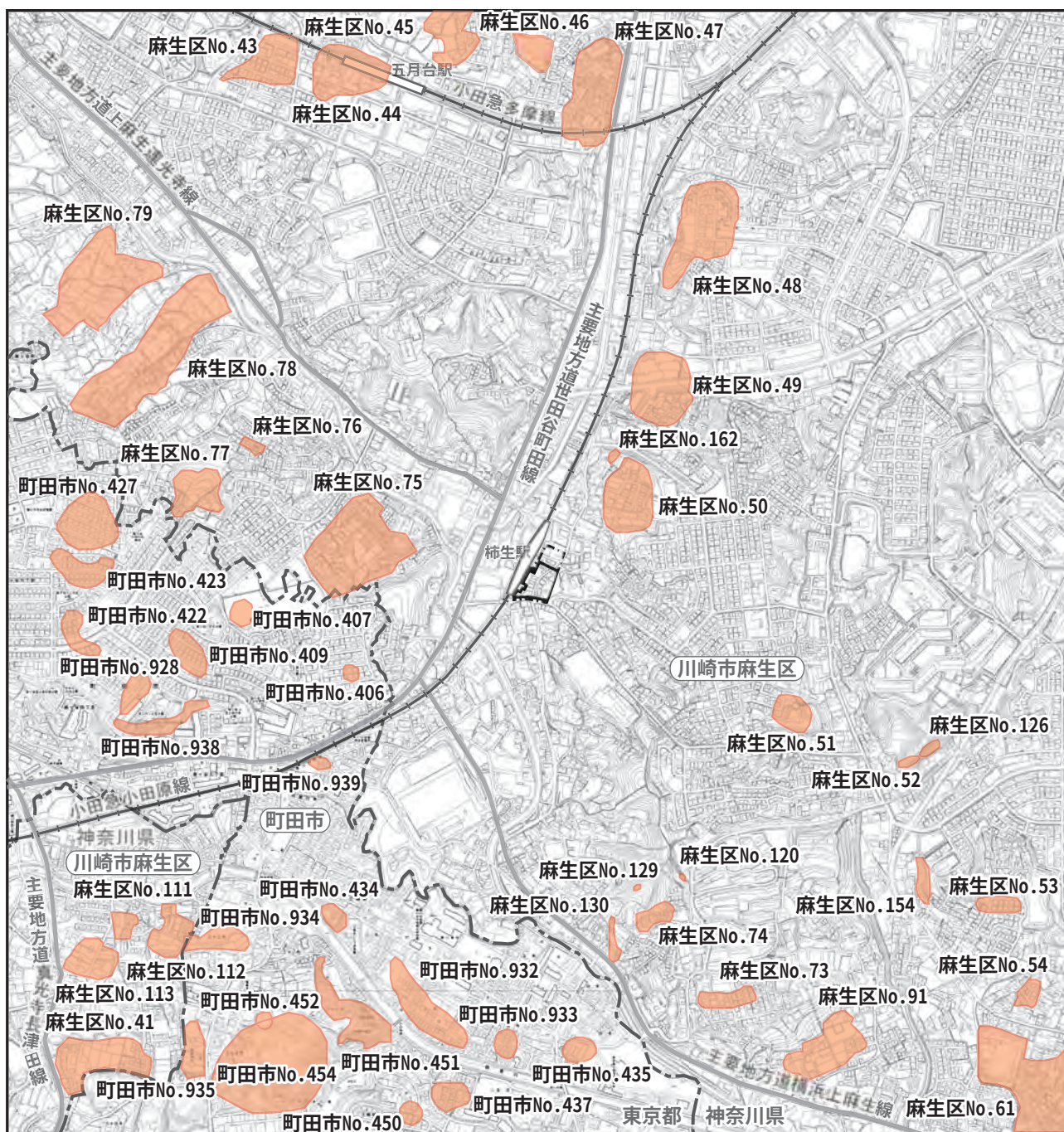
計画地最寄りの周知の埋蔵文化財包蔵地としては、計画地北東側約 150m に麻生区 No.50（集落跡）、西側約 300m に麻生区 No.75（散布地）が位置している。

表 2.1-10 計画地周辺の埋蔵文化財包蔵地

遺跡 No.	種別	遺跡 No.	種別
麻生区 No.43	散布地	麻生区 No.126	横穴墳
麻生区 No.44	集落跡	麻生区 No.129	横穴墳
麻生区 No.45	散布地	麻生区 No.130	横穴墳
麻生区 No.46	散布地	麻生区 No.162	横穴墳
麻生区 No.47	集落跡	町田市 No.406	包蔵地
麻生区 No.48	集落跡	町田市 No.407	包蔵地
麻生区 No.49	集落跡	町田市 No.409	包蔵地
麻生区 No.50	集落跡	町田市 No.422	包蔵地
麻生区 No.51	集落跡	町田市 No.423	集落
麻生区 No.52	横穴墳	町田市 No.427	包蔵地
麻生区 No.54	散布地	町田市 No.434	包蔵地
麻生区 No.61	集落跡	町田市 No.435	包蔵地
麻生区 No.72	散布地	町田市 No.437	包蔵地
麻生区 No.73	散布地	町田市 No.450	包蔵地
麻生区 No.74	散布地	町田市 No.451	横穴墓
麻生区 No.75	散布地	町田市 No.452	包蔵地
麻生区 No.76	散布地	町田市 No.454	城館
麻生区 No.77	集落跡	町田市 No.928	集落
麻生区 No.78	散布地	町田市 No.932	包蔵地
麻生区 No.79	散布地	町田市 No.933	包蔵地
麻生区 No.111	散布地	町田市 No.934	包蔵地
麻生区 No.112	散布地	町田市 No.935	包蔵地
麻生区 No.113	散布地	町田市 No.938	横穴墓
麻生区 No.114	寺院跡	町田市 No.939	包蔵地
麻生区 No.120	横穴墳		

注）地点番号は図 2.1-15 に対応している。

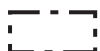
出典：「平成 28（2016）年度社会教育要覧」（平成 28 年 10 月、川崎市教育委員会）
「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」
（東京都教育委員会ホームページ）



凡 例



: 計画地



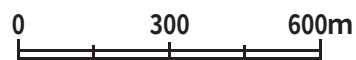
: 関連事業区域



: 都県界



: 埋蔵文化財包蔵地



1:15,000

注) 数字は表2.1-10の番号に対応している。

出典: 「平成28(2016)年度社会教育要覧」(平成28年10月、川崎市教育委員会)

「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」(東京都教育委員会ホームページ)

図2.1-15 文化財等位置図 (埋蔵文化財包蔵地)

2.1.10 公害等の状況

(1) 公害苦情の発生状況

麻生区及び川崎市における平成 28 年度の苦情発生状況は、表 2.1-11 に示すとおりである。

苦情の発生件数は、麻生区全体では 50 件、川崎市では 322 件であった。麻生区では、騒音に係る苦情が 30 件と最も多く、次いで大気汚染（ばい煙）が 7 件であった。

表 2.1-11 公害苦情の発生状況（平成 28 年度）

単位：件

地区	大気汚染			水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
	ばい煙	粉じん	ガス								
麻生区	7	2	0	4	0	30	2	0	5	0	50
川崎市	25	26	0	17	0	163	32	0	56	3	322

出典：「平成 29 年度 環境局事業概要－公害編－」（平成 30 年 2 月、川崎市環境局）

(2) 大気汚染の状況

計画地及びその周辺の大気汚染常時監視測定局は、一般局である麻生測定局及び町田市能ヶ谷測定局、自動車排出ガス測定局（以下、「自排局」という。）である柿生測定局がある（各測定局の位置は、図 2.1-3（p.62）参照）。

平成 29 年度の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の測定結果は、表 2.1-12、2.1-13 に示すとおりであり、いずれの測定局において両物質ともに環境基準を達成している。

平成 25～29 年度の過去 5 年間の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の推移は、図 2.1-16、2.1-17 に示すとおりであり、過去 5 年間においても長期的評価で環境基準を達成している。

なお、町田市能ヶ谷測定局では二酸化窒素は測定していない。

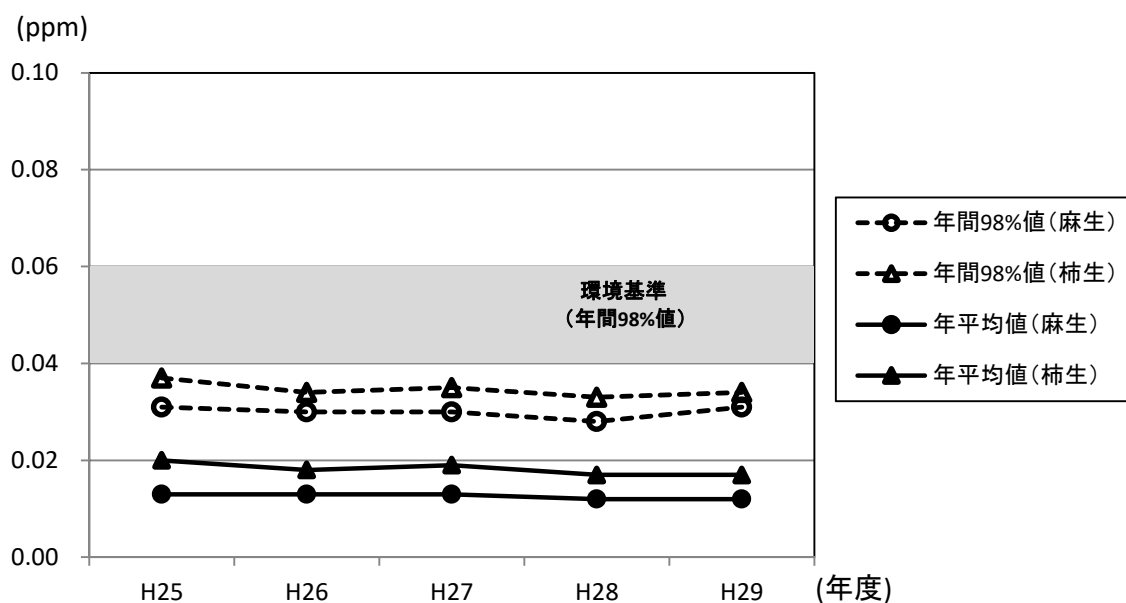
表 2.1-12 大気中の二酸化窒素濃度の測定結果（平成 29 年度）

測定項目	測定局	一般局	自排局	環境基準
		麻生測定局	柿生測定局	
年平均値 (ppm)		0.012	0.017	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 から 0.06ppm までのゾーン内、又は、それ以下であること
日平均値の年間 98% 値 (ppm)		0.031	0.034	
環境基準評価		○	○	

注) 1. 日平均値の年間 98% 値とは、1 年間の日平均値を低い方から並べて 98% に相当する値をいう。

2. 環境基準評価は、日平均値の年間 98% 値が 0.06ppm 以下の場合を環境基準の「達成」と評価し「○」、日平均値の年間 98% 値が 0.06ppm 超過の場合を環境基準の「非達成」と評価し「×」と示す。

出典：「平成 29 年度 大気環境及び水環境の状況等について」（平成 30 年 8 月、川崎市環境局）



注) 図中網掛けは、1 時間値の 1 日平均値における環境基準を示す。

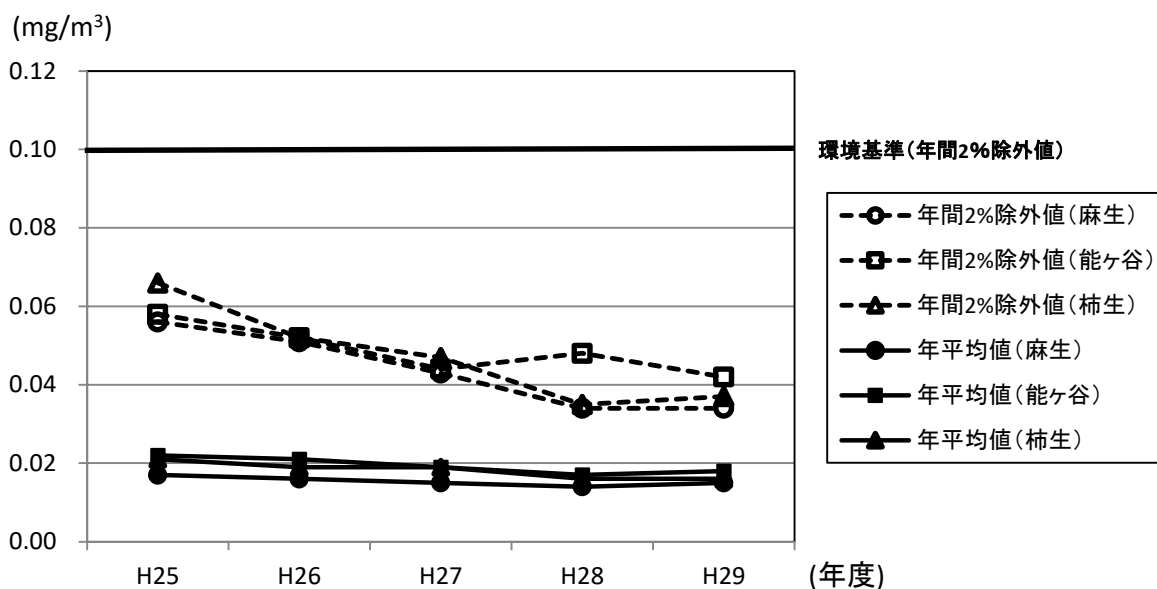
出典：「平成 29 年度 大気環境及び水環境の状況等について」（平成 30 年 8 月、川崎市環境局）

図 2.1-16 大気中の二酸化窒素濃度の推移

表 2.1-13 大気中の浮遊粒子状物質濃度の測定結果（平成 29 年度）

測定項目		測定局		環境基準
		一般局	自排局	
		麻生測定局	能ヶ谷測定局	柿生測定局
年平均値 (mg/m ³)		0.015	0.018	0.016
長期的評価	日平均値の年間 2%除外値 (mg/m ³)	0.034	0.042	0.037
	日平均値が 0.10 mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続の有無とその回数	0	0	0
	環境基準評価	○	○	○
短期的評価	1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えた日数	0	0	0
	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数	0	0	0
	環境基準評価	○	○	○

注) 1. 日平均値の年間2%除外値とは、1年間の日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外したあとの最高値をいう。
 2. 環境基準評価は、長期的評価の場合①、短期的評価の場合②に適合したとき「達成」と評価し「○」、適合しなかったとき「非達成」と評価し「×」と示す。
 ①日平均値の年間2%除外値が基準値以下、かつ、基準値を超える日平均値が2日以上連続しない。
 ②1時間値の日平均値と1時間値がともに基準値以下。
 出典:「平成29年度 大気環境及び水環境の状況等について」(平成30年8月、川崎市環境局)
 「平成29年度 大気汚染状況の測定結果について」(平成30年8月13日、東京都環境局ホームページ)



注) 図中太線は、1 時間値の 1 日平均値における環境基準を示す。
 出典:「平成29年度 大気環境及び水環境の状況等について」(平成30年8月、川崎市環境局)
 「大気汚染測定結果」(平成 30 年 2 月閲覧、東京都環境局)
 「平成 29 年度 大気汚染状況の測定結果について」(平成 30 年 8 月 13 日、東京都環境局ホームページ)

図 2.1-17 大気中の浮遊粒子状物質濃度の推移

(3) 悪臭の状況

計画地は、小田急小田原線柿生駅に隣接する近隣商業地域に位置する。計画地及びその周辺には飲食店や住宅はあるが、著しい悪臭の発生源となるような工場・事業場は存在していない。

(4) 水質の状況

計画地及びその周辺では、麻生川の耕地橋において水質調査が実施されている（調査地点の位置は、図 2.1-5（p.65）参照）。

平成 24～28 年度の生活環境項目の調査結果は、表 2.1-14 に示すとおりである。近年 5 年間の調査結果は、いずれの項目も環境基準及び「川崎市水環境保全計画」に示される環境目標値を達成している。

平成 24～28 年度のダイオキシン類の調査結果は、表 2.1-15 に示すとおりである。近年 5 年間の調査結果は、いずれも環境基準を達成している。

また、耕地橋では健康項目の調査も行われており、近年 5 年間はいずれの項目も環境基準を達成している。

表 2.1-14 水質の調査結果（生活環境調査項目；麻生川耕地橋）

項 目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	環境基準 (D 類型)	環境目標値 (B 目標)
pH	最小値	7.1	7.1	7.1	7.0	7.0	6.0 以上 8.5 以下	—
	最大値	7.5	7.5	7.5	7.8	7.5		
BOD (mg/L)	75%値	4.4	2.9	3.1	3.1	2.9	8 以下	8 以下
	最小値	1.4	1.5	1.4	1.7	1.0		
	最大値	12.0	5.2	5.4	4.0	5.5		
COD (mg/L)	75%値	6.6	6.8	7.3	7.5	7.5	—	8 以下
	最小値	5.0	4.6	5.0	6.0	5.8		
	最大値	9.3	7.7	8.1	7.8	9.2		
SS (mg/L)	最小値	1	1	1	1	1	100 以下	—
	最大値	7	9	4	4	7		
DO (mg/L)	最小値	5.8	5.8	6.1	5.8	5.4	2 以上	—
	最大値	10.5	10.6	10.4	10.7	9.9		
大腸菌群数 (MPN/100mL)	最小値	4,900	330	230	2,300	230	—	—
	最大値	170,000	130,000	79,000	11,000	49,000		

注) 1. 環境目標値は、「川崎市水環境保全計画」に示される生活環境の保全に関する環境目標値を示す。

2. 環境基準及び環境目標値は、麻生川耕地橋に指定されている基準等を示す。

3. BOD及びCODの評価は、75%値で環境基準及び環境目標値との比較を行う。

出典：「平成24～28年度 水質年報」（各年、川崎市）

表 2.1-15 水質の調査結果（ダイオキシン類；麻生川耕地橋）

項 目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	環境基準
ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	年平均値	0.044	0.27	0.054	0.023	0.050	1 以下

出典：「平成24～28年度 水質年報」（各年、川崎市）

(5) 地盤の状況

計画地及びその周辺における水準点（水準基標）の位置は図 2.1-18 に、平成 25～29 年度の標高及び年間地盤変動量の調査結果は、表 2.1-16 に示すとおりである。

近年 5 年間の年間地盤変動量は－5.6～＋6.6mm であり、いずれも川崎市の監視目安である年間 20mm 以上の沈下は生じていない。

表 2.1-16 標高及び年間地盤変動量調査結果

水準点 番号	所在地	項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
306	麻生区片平 3-3-1	標高(m)	37.2444	37.2476	37.2541	37.2505	37.2489
		変動量(mm)	-5.6	3.2	6.5	-3.6	-1.6
307	麻生区片平 1879 先	標高(m)	44.6797	44.6825	44.6891	44.6852	44.6841
		変動量(mm)	-5.6	2.8	6.6	-3.9	-1.1
343	麻生区上麻生 7-41-1	標高(m)	30.1123	30.1151	30.1184	30.1153	30.1128
		変動量(mm)	-5.4	2.8	3.3	-3.1	-2.5
344	麻生区上麻生 6-29-18	標高(m)	34.6294	34.6321	34.6369	34.6351	34.6335
		変動量(mm)	-4.9	2.7	4.8	-1.8	-1.6

注) 地点番号は、図2.1-18に対応している。

出典:「麻生区経年成果(平成23年度以降)」(川崎市ホームページ)

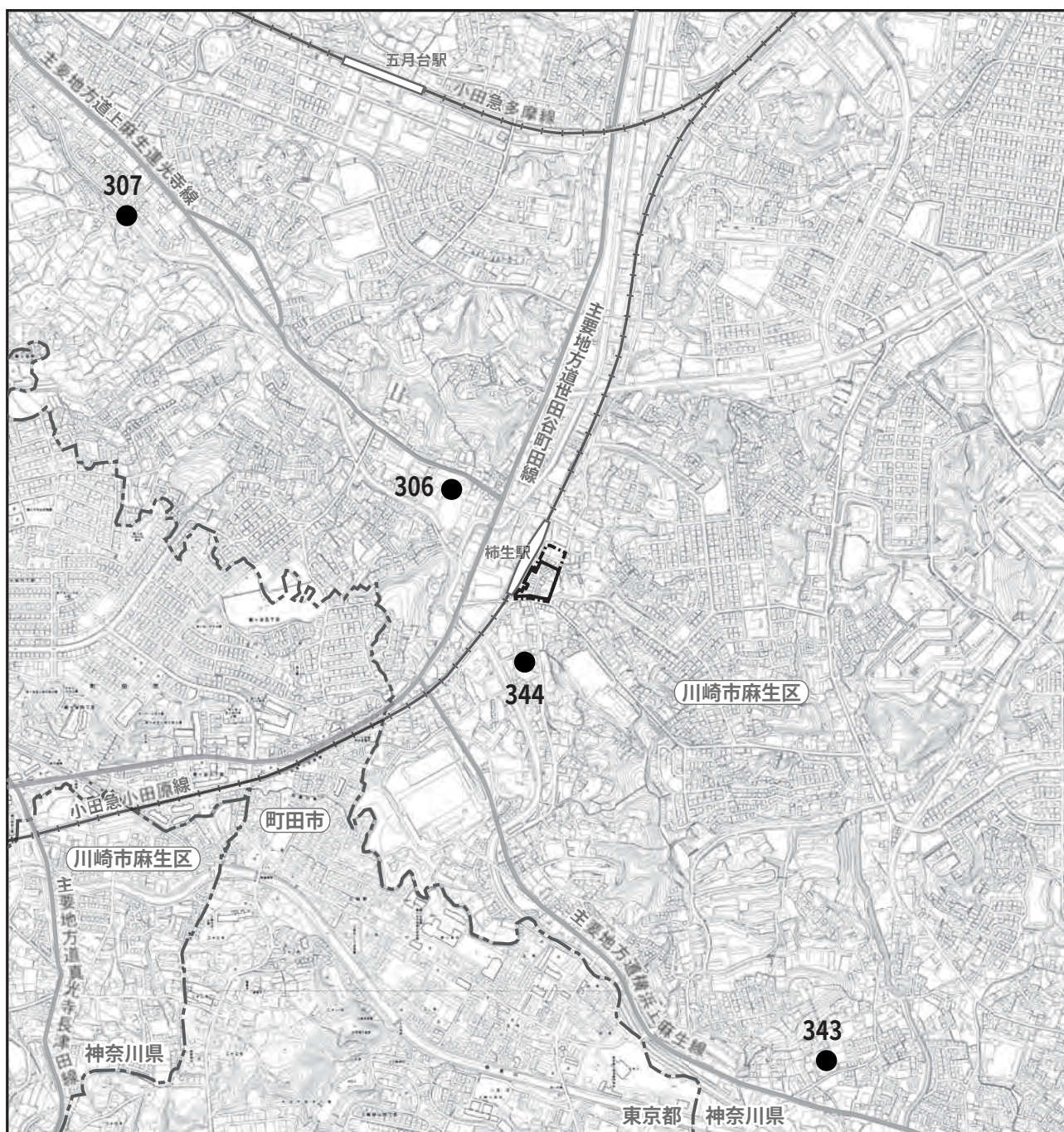
「ガイドマップかわさき 公共水準点情報」(川崎市ホームページ)

(6) 土壌汚染の状況

平成 30 年 12 月 28 日現在、土壌汚染対策法の要措置区域及び形質変更時要届出区域は、麻生区には存在しない。

「平成 29 年度 環境局事業概要－公害編－」(平成 30 年 2 月、川崎市環境局)によると、条例に基づく調査での土壌汚染の判明件数(平成 28 年度新規案件分)は川崎市全体で 26 件、計画地が位置する麻生区で 0 件であった。

計画地及びその周辺は、昭和 2 年の柿生駅開設とともに旧道が駅前商店街となった経緯から、土壌汚染を発生するような工場等の存在は確認されていない。



凡 例

- : 計画地
- : 関連事業区域
- : 都県界
- : 水準点

注) 地点番号は、表2.1-16に対応している。

出典: 「麻生区経年成果 (平成23年度以降)」(川崎市ホームページ)

「ガイドマップかわさき 公共水準点情報」(川崎市ホームページ)



0 300 600m

1:15,000

図2.1-18 水準点調査位置図

(7) 騒音の状況

計画地及びその周辺における「騒音規制法」に基づく工場・事業場、特定施設の届出状況は、表 2.1-17 に示すとおりである。計画地が位置する麻生区では、特定施設を設置している工場・事業場数は 57、特定施設数は 390 であり、このうち空気圧縮機及び送風機が最も多い。

計画地及びその周辺には、著しい騒音を及ぼすような事業所はないが、騒音の主な発生源になりうるものとしては、隣接する鉄道、駅、店舗、道路を走行する自動車等がある。

表 2.1-17 「騒音規制法」に基づく工場・事業場、特定施設の届出状況（平成29年3月31日現在）

地区名称		麻生区	川崎市
工場・事業場		57	1,191
特定施設	金属加工機械	48	1,118
	空気圧縮機及び送風機	310	6,859
	土石用破碎機等	4	30
	建設用資材製造機械	0	21
	木材加工機器	8	81
	印刷機械	0	237
	合成樹脂用射出成形機	20	493
	合計	390	8,839

出典：「平成 29 年度 環境局事業概要－公害編－」（平成 30 年 2 月、川崎市環境局）

(8) 振動の状況

計画地及びその周辺における「振動規制法」に基づく工場・事業場、特定施設の届出状況は、表 2.1-18 に示すとおりである。計画地が位置する麻生区では、特定施設を設置している工場・事業場数は 22、特定施設数は 88 であり、このうち金属加工機械、圧縮機が多い。

計画地及びその周辺には、著しい振動を及ぼすような事業所はないが、振動の主な発生源になりうるものとしては、隣接する鉄道、道路を走行する自動車等がある。

表 2.1-18 「振動規制法」に基づく工場・事業場、特定施設の届出状況（平成29年3月31日現在）

地区名称		麻生区	川崎市
工場・事業場		22	628
特定施設	金属加工機械	33	1,639
	圧縮機	31	753
	土石用破碎機等	4	24
	木材加工機器	0	1
	印刷機械	0	117
	ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	0	1
	合成樹脂用射出成形機	20	311
	合計	88	2,846

出典：「平成 29 年度 環境局事業概要－公害編－」（平成 30 年 2 月、川崎市環境局）

(9) 低周波音の状況

計画地及びその周辺には、著しい低周波音を及ぼすような事業所はないが、低周波音の主な発生源になりうるものとしては、業務施設等が挙げられる。

2.1.11 法令等の状況

(1) 関連する法令等

本事業に関連する環境の法令、条例、要綱、計画等は、表 2.1-19(1)～(2)に示すとおりである。

表 2.1-19(1) 本事業に関連する法令等一覧

区 分		名 称	備 考	
環 境 関 連	環境全般	環境基本法	平成5年11月19日法律第91号	
		環境基本計画	平成18年4月閣議決定	
		川崎市環境基本条例	平成3年12月25日条例第28号	
		川崎市環境基本計画	平成23年3月改定	
	環境影響評価	川崎市環境影響評価に関する条例	平成11年12月24日条例第48号	
		地域環境管理計画	平成28年1月改定	
		川崎市環境影響評価等技術指針	平成28年1月改訂	
	公害防止等生活環境の保全	全 般	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	平成11年12月24日条例第50号
		大気汚染	大気汚染防止法	昭和43年6月10日法律第97号
		悪 臭	悪臭防止法	昭和46年6月1日法律第91号
		水質汚濁	下水道法	昭和33年4月24日法律第79号
			水質汚濁防止法	昭和45年12月25日法律第138号
			川崎市水環境保全計画	平成24年10月
		地下水		
		土壌汚染	土壌汚染対策法	平成14年5月29日法律第53号
		騒 音	騒音規制法	昭和43年6月10日法律第98号
		振 動	振動規制法	昭和51年6月10日法律第64号
		地盤沈下	工業用水法	昭和31年6月11日法律第146号
	緑の保全・回復・育成	川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例	平成11年12月24日条例第49号	
		川崎市緑化指針	平成27年10月一部改正	
		川崎市緑の基本計画	平成30年3月改定	
	廃棄物等	循環型社会形成推進基本法	平成12年6月2日法律第110号	
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	昭和45年12月25日法律第137号	
		川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例	平成4年12月24日条例第51号	
		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	平成12年5月31日法律第104号	
		建設廃棄物処理指針	平成23年3月30日 環廃産第110329004号	
		建設副産物適正処理推進要綱 (国土交通省委綱)	平成14年5月30日改正	
		資源の有効な利用の促進に関する法律	平成3年4月26日法律第48号	
		廃棄物保管施設設置基準要綱(川崎市要綱)	平成6年4月1日改正	
		建設廃棄物の適正管理の手引き(川崎市)	平成24年4月	
		産業廃棄物適正処理の手引き(事業者用)(川崎市)	平成24年4月	
		神奈川県土砂の適正処理に関する条例	平成11年3月16日条例第3号	
	景 観	景観法	平成16年6月18日法律第110号	
		都市緑地法	昭和48年9月1日法律第72号	
		屋外広告物法	昭和24年6月3日法律第189号	
		川崎市屋外広告物条例	昭和46年12月24日条例第77号	
		川崎市都市景観条例	平成6年12月26日条例第38号	
		川崎市景観計画	平成30年12月改定	

表 2.1-19(2) 本事業に関連する法令等一覧

区 分	名 称	備 考
温室効果ガス	地球温暖化対策の推進に関する法律	平成10年10月9日 法律第117号
	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	昭和54年6月22日 法律第49号
	川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例	平成21年12月24日 条例第52号
	開発事業地球温暖化対策計画書作成マニュアル(川崎市)	平成22年3月
対象事業関連	都市計画法	昭和43年6月15日 法律第100号
	建築基準法	昭和25年5月24日 法律第201号
	文化財保護法	昭和25年5月30日 法律第214号
	川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例	平成15年7月4日 条例第29号
	川崎市建築基準条例	昭和35年9月9日 条例第20号
	川崎市総合計画	平成28年3月
	川崎市都市計画マスタープラン全体構想	平成29年3月
	川崎市都市計画マスタープラン麻生区構想	平成19年3月
	柿生駅周辺地区まちづくりビジョン	平成30年3月

(2) 関連する計画等

ア 「川崎市総合計画 第2期実施計画」(平成30年3月、川崎市)

「川崎市総合計画」では、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現をめざし、計画の構成を、社会経済状況の変化等に柔軟に対応した「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造として、基本構想に掲げるめざす都市像等を実現するために、中長期的な課題等を踏まえ、「成長」と「成熟」のまちづくりに向けて、効果的な取組の考え方を明らかにする「かわさき10年戦略」を設定し、戦略的にまちづくりを進めている。

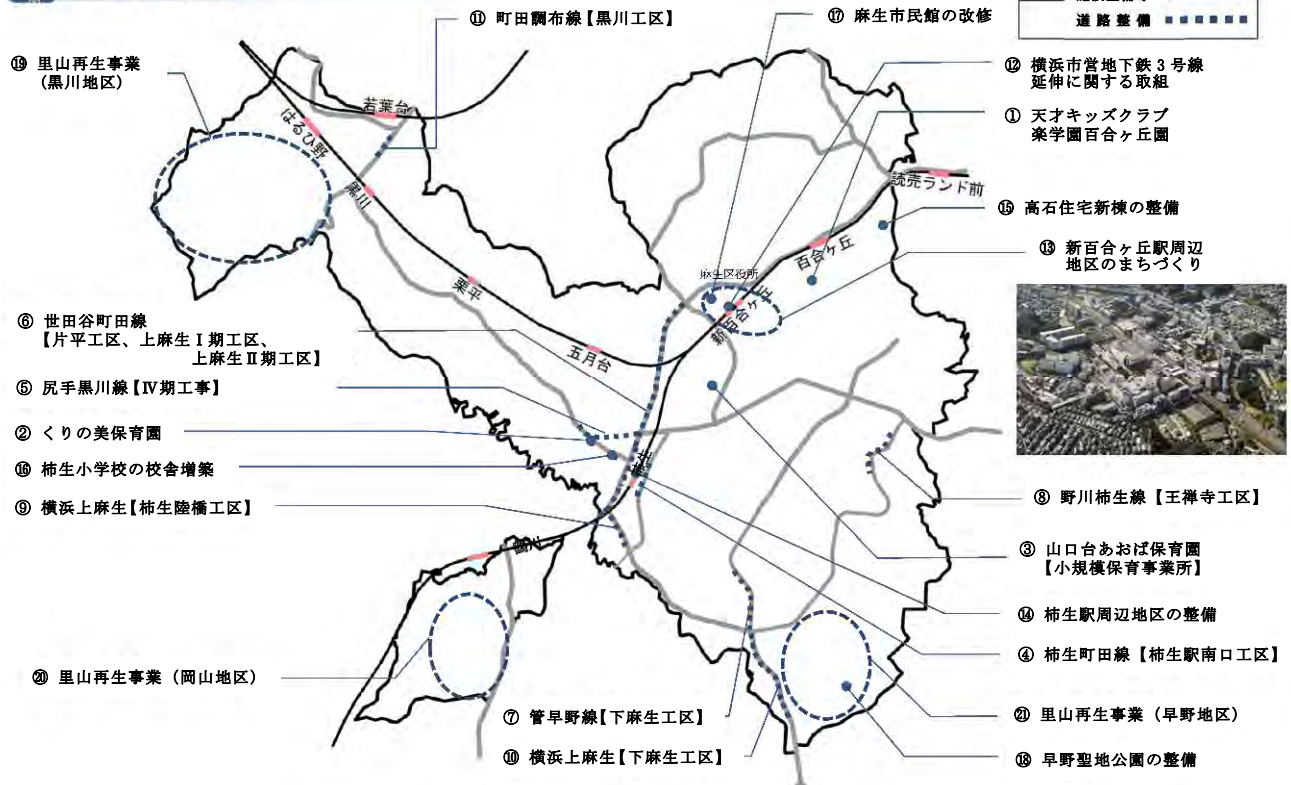
「基本構想」では、今後30年程度を展望し、川崎市がめざす都市像や、まちづくりの基本目標、5つの基本政策を定めており、「基本計画」では、今後概ね10年間を対象として、「基本構想」に定める5つの基本政策を体系的に推進するために、23の政策及び、その方向性を明らかにしている。また、「実施計画」では、これらのビジョン・方向性に基づき、中期の具体的な取組を定めるもので、第2期実施計画の計画期間は平成30年度(2018)から平成33年度(2021)の4か年としている。

計画地が位置する麻生区は、「川崎市総合計画 第2期実施計画」(平成30年3月、川崎市)の「区計画」において、まちづくりの方向性として「豊かな自然と芸術が溶け合う活力のあるまち」を掲げ、図2.1-19に示す整備を進めている。

<麻生区>

- 芸術・文化のまちづくりの推進
- 農と環境を活かしたまちづくりの推進
- 高齢化への対応とすこやか・支え合いのまちづくりの推進
- 安全・安心まちづくりの推進
- 総合的な子ども子育て支援の推進
- コミュニティづくりの推進
- スポーツのまちの推進

麻生区マップ



出典:「川崎市総合計画 第2期実施計画」(平成30年3月、川崎市)

図 2.1-19 麻生区の区計画

イ 「川崎市都市計画マスタープラン全体構想」(平成29年3月、川崎市)

川崎市都市計画の基本的な方針である都市計画マスタープランは、平成18年度に策定したが、都市計画を取り巻く環境の変化や昨年度策定した新たな本市総合計画を踏まえ、都市計画マスタープランの「全体構想」を平成29年3月30日付けで改定した。

本市の都市計画マスタープランは、「全体構想」、「区別構想」及び「まちづくり推進地域別構想」の3層構成としており、ここで紹介する全体構想では、「川崎市総合計画」に即して「都市づくりの基本理念」を定めるとともに、「分野別の基本方針」や「生活行動圏別の沿線まちづくりの考え方」を併せて定めている。

ウ 「川崎市都市計画マスタープラン麻生区構想」(平成19年3月、川崎市)

市の総合計画「川崎再生フロンティアプラン」との整合を図るとともに、他の政策領域別計画や、既に決定した都市計画の内容、進行中の計画や事業との調整を図りながら、「めざすべき都市像」や「分野別の基本方針」などを定めている。

また、本市の都市計画マスタープランは、「全体構想」、「区別構想」及び「まちづくり推進地域別構想」の3層構成としており、ここでは「一歩先を行く 緑 緑 区(みどりとおにしのタウン) あさお」を基本的な考え方とする麻生区構想について紹介している。

2.2 計画地及びその周辺地域の環境の特性

2.2.1 立地特性

計画地は、現在、店舗、事務所、住宅が立地している。また、計画地北側には集合住宅、店舗が、東側には店舗、住宅、バスターミナルが、南側には店舗、住宅、柿生駅を挟んだ西側には、店舗、バスターミナル、事業所、集合住宅が分布している。

2.2.2 環境の特性

前述の計画地及びその周辺地域の概況及び環境の特性を踏まえ、地域環境管理計画の大項目に沿って環境の特性を以下のとおり整理する。

(1) 大 気

計画地及びその周辺では、一般局（麻生測定局、町田市能ヶ谷測定局）、自排局（柿生測定局）の3箇所で測定が行われており、平成29年度の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の測定結果は、いずれも環境基準を達成している。

平成25～29年度の過去5年間においても二酸化窒素及び浮遊粒子状物質（長期的評価）は、環境基準を達成している。

計画地及びその周辺には、著しい大気汚染物質、悪臭の発生源となる事業所は存在していない。しかし、主な大気汚染物質の発生源となりうるものとしては、道路を走行する自動車の排ガスがある。

(2) 水

計画地の西側には、鶴見川水系に属している準用河川である麻生川（計画地付近の大谷戸橋から一級河川）が流れており、耕地橋を経て一級河川である鶴見川に流入している。

計画地及びその周辺では、麻生川の耕地橋において水質調査が実施されており、平成24～28年度における生活環境項目の調査結果は、いずれの項目も環境基準及び「川崎市水環境保全計画」に示される環境目標値を達成している。また、平成24～28年度におけるダイオキシン類及び健康項目の調査結果についても、いずれの項目も環境基準を達成している。

(3) 土

計画地の東側は丘陵であるが、西側は麻生川の浸食を受けた谷地となっている。

平成30年12月28日現在、土壤汚染対策法の要措置区域及び形質変更時要届出区域は、麻生区には存在しない。

「平成29年度 環境局事業概要－公害編－」（平成30年2月、川崎市環境局）によると、土壤汚染の判明件数（平成28年度新規案件分）は川崎市全体で26件、計画地が位置する麻生区で0件であった。

計画地及びその周辺は、昭和2年の柿生駅開設とともに旧道が駅前商店街となった経緯から、土壤汚染を発生するような工場等の存在は確認されていない。

(4) 生 物

計画地及びその周辺は、店舗、事務所、住宅・集合住宅、バスターミナル等であり、植栽された樹木はあるが、動物の主要な生息環境にはなっておらず、自然生態系は存在しない。

(5) 緑

計画地には、公園やまとまった緑地はない。計画地を離れると豊かな緑が残っており、計画地の南側から南東側約 150mから 600m付近までには都市緑地法の「特別緑地保全地区」(上麻生仲村東、上麻生仲村西、柿生の里)、川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の「緑の保全地域」(おっ越し山、麻生山浄慶寺)が、北側約 300m付近には「緑の保全地域」(柿生の森)がある。

(6) 騒音・振動・低周波音

計画地及びその周辺には、著しい騒音、振動や低周波音の発生源となる事業所は存在していない。しかし、主な発生源となりうるものとしては、騒音では、隣接する鉄道、駅、店舗、道路を走行する自動車等が、振動では、隣接する鉄道や道路を走行する自動車等が、低周波音では、業務施設等がある。

(7) 廃棄物等

計画地及びその周辺は、主に住宅、店舗であり、日常生活に伴う生活系廃棄物が発生している。

(8) 構造物の影響

計画地及びその周辺は、既設の建物が存在しているが、景観、日照障害、テレビ受信障害、風害等の著しい影響の要因となるような建物は存在しない。

(9) 地域社会

平成 27 年度の交通センサスによる計画地周辺の 24 時間交通量は、計画地西側の世田谷町田線において 20,205～22,654 台/日、計画地南側の横浜上麻生線で 16,644 台/日である。

計画地周辺には、南西側約 250mに柿生記念病院、南西側約 400mに麻生総合病院の医療機関があるほか、計画地北東側約 180mに柿生保育園、柿生駅を隔て北西側約 210mに柿生ルミナス保育園、北西側約 100m にアスク柿生保育園の保育施設が、計画地南東側約 350mに柿生中学校、柿生駅を隔て北西側約 320mに柿生小学校の教育施設が分布している。

計画地及びその周辺では、指定文化財は確認されていない。また、計画地最寄りの周知の埋蔵文化財包蔵地としては、計画地北東側約 150m に麻生区No.50(集落跡)がある。

(10) 安全

計画地及びその周辺には、爆発のような危険を及ぼす可能性のある施設(工場・事業場、研究所等)は存在しない。

(11) 温室効果ガス

計画地及びその周辺には、大規模な温室効果ガスの発生源となる施設や工場・事業場等は存在しない。